

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 審査請求書に添付した給与明細のとおり社会保険料は給与から控除されていないのに、本件処分では当該控除が無視されている。また、本件処分の生活保護通知書に、期末一時金支給と記載があるが、どのように支給されているか不明である。
- 2 収入申告書の提出の翌月に当該収入の処理がされるため、働いている人は働いていない人に比べて2か月遅れて処理されることになる（10月分の給与→11月15日振込・収入申告書提出→12月処理）。収入申告書の提出月の処理を望む。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 8月 3日	諮問
令和5年 11月 24日	審議（第83回第4部会）
令和5年 12月 18日	審議（第84回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について

て変動があったときは、速やかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 勤労に伴う収入

次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費として、同・(4)に定める基礎控除と、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(7)・オは、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適當であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこととし、また、この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであることとしている。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、令和3年11月17日、本件就労先における同年10月分（11月15日支給）の給与の支給額が6,390円であり、社会保険料等の控除により差引支給額が0円である旨の本件申告書等の提出があったことから、請求人の同年12月1日以降の収入認定額を0円とし、同月分の保護費を139,030円と変更する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 収入の認定は月額によることとされ、就労に伴う収入の場合、その必要経費として社会保険料等を控除するとされていることからすれば（1・(4)）、本件申告書等を受けて収入認定額を0円としたことは、上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。
- (3) 処分庁は、本件処分によって、請求人の令和3年12月分の保護費を139,030円と変更しているが、当該保護費の算定には期末一時扶助費14,160円が含まれている。このため、本件処分は、直前処分による期末一時扶助費の支給を前提としていると考えられる。

しかし、処分庁は、直前処分に係る生活保護変更通知書を請求人に送付していない。

この点について、行政処分が有効に成立したといえるためには、行政庁の内部における意思決定が何らかの形式で外部に表示されることが必要であり、相手方の受領を要する行政処分の場合、処分が相手方の了知しうべき状態におかれることによって初めてその相手方に対する効力を生ずるものとされる（最高裁判所昭和57年7月15日判決・最高裁判所民事判例集第36巻6号1146頁参照）。

本件において、直前処分に係る生活保護変更通知書が請求人に送付されていない以上、直前処分が請求人の了知しうべき状態におかれたとはいえないことから、直前処分は請求人に対する効力を生じない。

そうすると、処分庁が、請求人の令和3年12月分の保護費を

139,030円と変更したことは、効力が生じていない直前処分を前提としている点で誤りがある。

- (4) また、本件処分通知書には、保護変更理由として「期末一時扶助支給 就労に伴う収入認定額変更」との記載があるが、期末一時扶助費14,160円は、直前処分によりその支給が決定されたものであり、本件処分による変更の内容ではない。

このため、本件処分通知書に保護変更理由として「期末一時扶助支給」との記載があることは誤りであり、理由付記として不備がある。

- (5) 以上、本件処分には効力が発生していない直前処分を前提としている点で誤りがあること及び理由付記に不備があることから、本件処分は取消しが相当であると考えらる。

処分庁は、直前処分を適正に行った上で、改めて処分を行うべきである。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3・1のとおり、社会保険料等が給与から控除されていないのに、本件処分では当該控除が無視されている旨主張する

しかし、本件申告書等によれば、令和3年10月分の本件就労先の支給額が6,390円であったために、控除されるべき社会保険料等29,739円が全額控除できず、支給額全額に当たる6,390円の控除にとどまったものである。そして、このような場合に、本件就労先から請求された社会保険料等23,349円を別途扶助する法令等の定めは存在しないから、請求人の主張を認めることはできない。

- (2) また、請求人は、本件処分通知書に、期末一時金支給と記載があるが、どのように支給されているか不明である旨主張する。

この点について、本件処分通知書に保護変更理由として「期末一時扶助支給」との記載があることが誤りであることは、上記2・(4)のとおりであるから、請求人の主張には理由がある。そして、処分庁においては、期末一時扶助費の支給を内容とする処分を適正に行うべきことは、既に述べたとおりである。

(3) なお、請求人は、上記第3・2のとおり、収入申告書の提出の翌月に当該収入の処理がされることに不服を述べている。

しかし、処分庁は、前就労先の稼働収入130,720円を令和3年1月分の収入として認定したこと、本件就労先の令和2年12月分の稼働収入の入金が令和3年1月15日であったこと等から、本件就労先の収入認定を同年2月分の収入として認定することとしたものであり、このような取扱いは、上記局長通知の「当該月の収入として計上することが不相当と認める場合」(1・(4)・イ)に該当するものと認められる。そして、この取扱いの適用を受けた者は、翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うとされているのであるから(同)、処分庁の収入認定の処理に違法又は不当な点はない。

したがって、上記の点に関する請求人の主張には理由がない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子